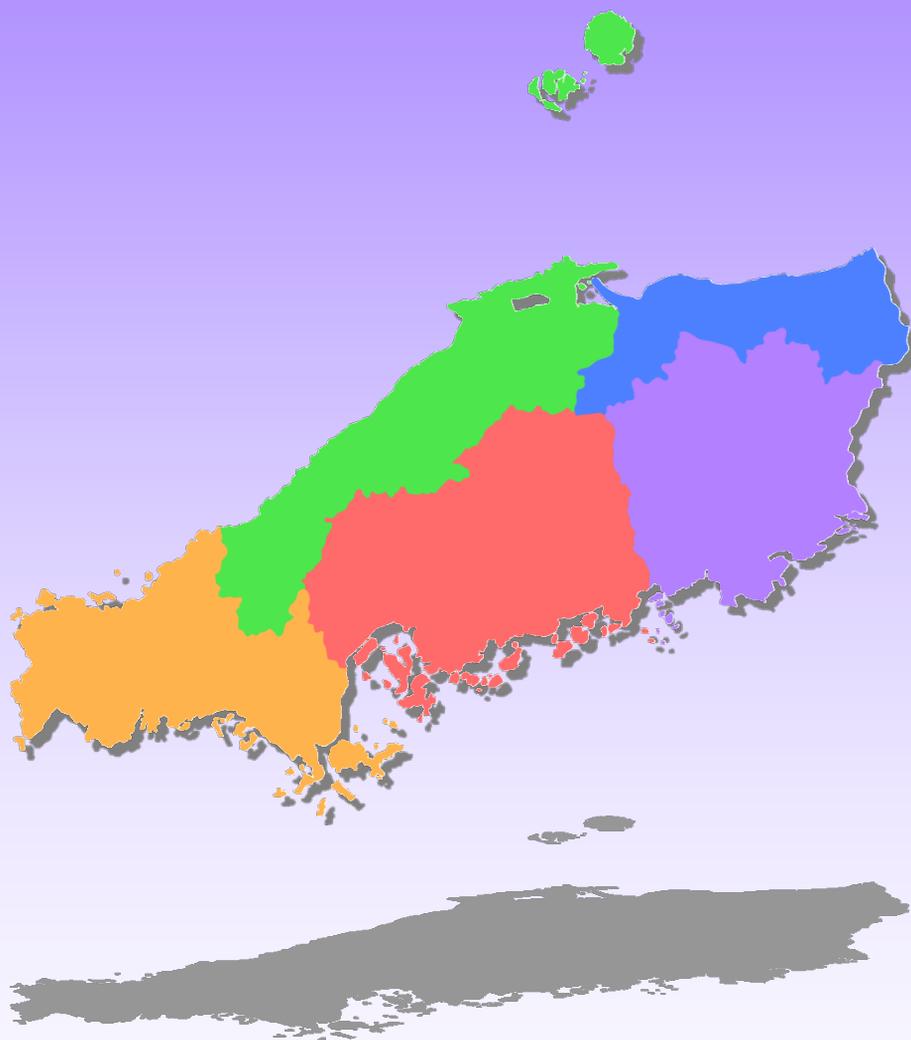


建設業許可申請の手引き

〈中国地方整備局管内の国土交通大臣許可業者向け〉

〈〈令和8年4月改訂〉〉



国土交通省 中国地方整備局
建政部 建設産業課

目次

1. 建設業許可の概要

1-1. 建設業の許可	1
1-2. 許可の有効期間	1
1-3. 許可業種の区分	1
1-4. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分	2
1-5. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分	3

2. 許可の要件

2-1. 「許可要件」と「欠格要件」	4
2-2. 経營業務の管理	5
2-3. 営業所技術者等	7
2-4. 誠実性	9
2-5. 財産的基礎等	9
2-6. 欠格要件	10

3. 許可申請の手続

3-1. 「申請区分」と「手数料」	11
3-2. 申請書類等	12
3-3. 「申請の方法」と「標準処理期間」	16
3-4. 申請書等の提出方法	16
3-5. 電子申請(建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP))	16

4. 変更等の届出

4-1. 届出が必要となる場合と届出書類等	17
4-2. 届出の方法	20
4-3. 届出書類等の提出方法	20

5. 認可申請

5-1. 認可申請区分	21
5-2. 認可申請書類等	23
5-3. 「認可の方法」と「標準処理期間」	30
5-4. 申請書等の提出方法	30

6. その他

6-1. 許可証明書の交付	31
6-2. 申請書類等の閲覧	32
6-3. 個人情報の取扱い	32

資料

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表	33
別紙② 別表(二)有資格コード一覧	35
別紙③ 指定学科一覧	41
別紙④ 一般建設業の営業所技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧	42
別紙⑤ 解体工事業の技術者要件	43

参考

	法令・通達等	本書での標記
建設業法	昭和24年5月24日 法律第100号	法
建設業法施行令	昭和31年8月29日 政令第273号	施行令
建設業法施行規則	昭和24年7月28日 建設省令第14号	施行規則
建設業許可事務ガイドライン	平成13年4月3日 国総建第97号	許可事務ガイドライン

1-1. 建設業の許可

《法第3条》

- ◇建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければなりません。
- ◇ただし、**軽微な建設工事※のみ**を請け負って営業する者は、必ずしも許可を受けなくてよいこととされています。

※軽微な建設工事とは《施行令第1条の2》

「建築一式工事」の場合	「建築一式工事以外」の場合
下記の①②のいずれかに該当する建設工事 ①工事1件の請負代金の額が、 1,500万円未満 ②延べ面積が、 150㎡未満の木造住宅工事	工事1件の請負代金額が 500万円未満 の建設工事

○請負代金の額とは、消費税及び地方消費税相当額を含んだもの。

○注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料価格が含まれない場合においては、その市場価格及び運送費を加えた額とする。

1-2. 許可の有効期間

《法第3条》

- ◇許可の有効期間は、許可日から**5年目**を経過する日の前日をもって満了となります。
- ◇引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間が満了する**30日前**までに更新の許可申請書を提出しなければなりません。
- ◇更新の許可申請書を提出している場合においては、有効期間の満了後であっても申請に対する処分（許可又は不許可）があるまでは、従前の許可が有効となります。



1-3. 許可業種の区分

《法第3条》

- ◇許可は、建設工事の種類（全29業種）ごとに受けなければなりません。
- ◇各業種ごとに一般建設業又は特定建設業のいずれか一方の許可を受けることができます。

区分	建設工事の種類			建設工事の内容
一式工事 (2業種)	土木一式工事 建築一式工事			元請業者の立場で総合的にマネジメント(企画、指導、調整等)する事業者向けの業種
専門工事 (27業種)	大工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事	鉄筋工事 舗装工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事	熱絶縁工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事 解体工事	工事の実施工を行うために必要な業種

1-4. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分

《法第3条》

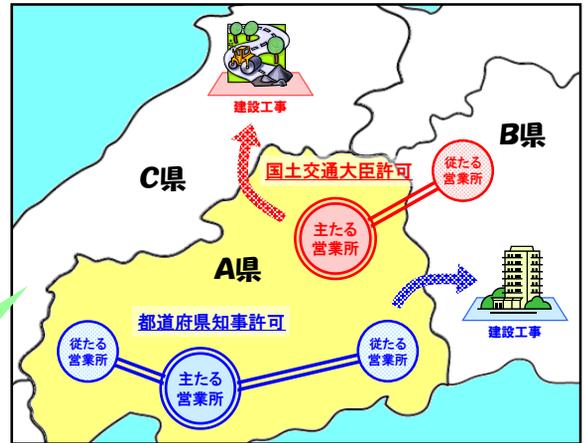
国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合

都道府県知事許可

1つの都道府県のみ営業所を設けて営業しようとする場合

「建設工事」は営業所を設置していない都道府県でも施工できます。



営業所とは

「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいう。
 「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。

また、これら以外の場合であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合も、ここでいう営業所となる。
 ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際は建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支店、営業所等は、ここでいう営業所には該当しない。

《許可事務ガイドライン》

例

〇〇建設株式会社

許可業種: 建築工事業 電気工事業

本店(主たる営業所)



〈営業する業種〉
 建築工事業
 電気工事業

支店等(従たる営業所)



〈営業する業種〉
 建築工事業
 電気工事業

建設工事の種類	本店(主たる営業所)			支店等(従たる営業所)			
	建築一式工事	電気工事		建築一式工事	電気工事	左記以外の工事	
営業所専任技術者の配置	必要	必要		必要	不要	不要	
営業可能な建設工事	軽微な工事	軽微な工事	軽微な工事	軽微な工事	軽微な工事	軽微な工事	軽微な工事
	軽微な工事以外	軽微な工事以外	軽微な工事以外	軽微な工事以外	軽微な工事以外	軽微な工事以外	軽微な工事以外
	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	×	×

注意 建設業の許可を受けた業種について、軽微な建設工事のみを行う営業所も建設業法に規定する営業所に該当します。そのため、上記の場合は営業所技術者の配置がなければ、軽微な工事のみであっても営業することはできません。

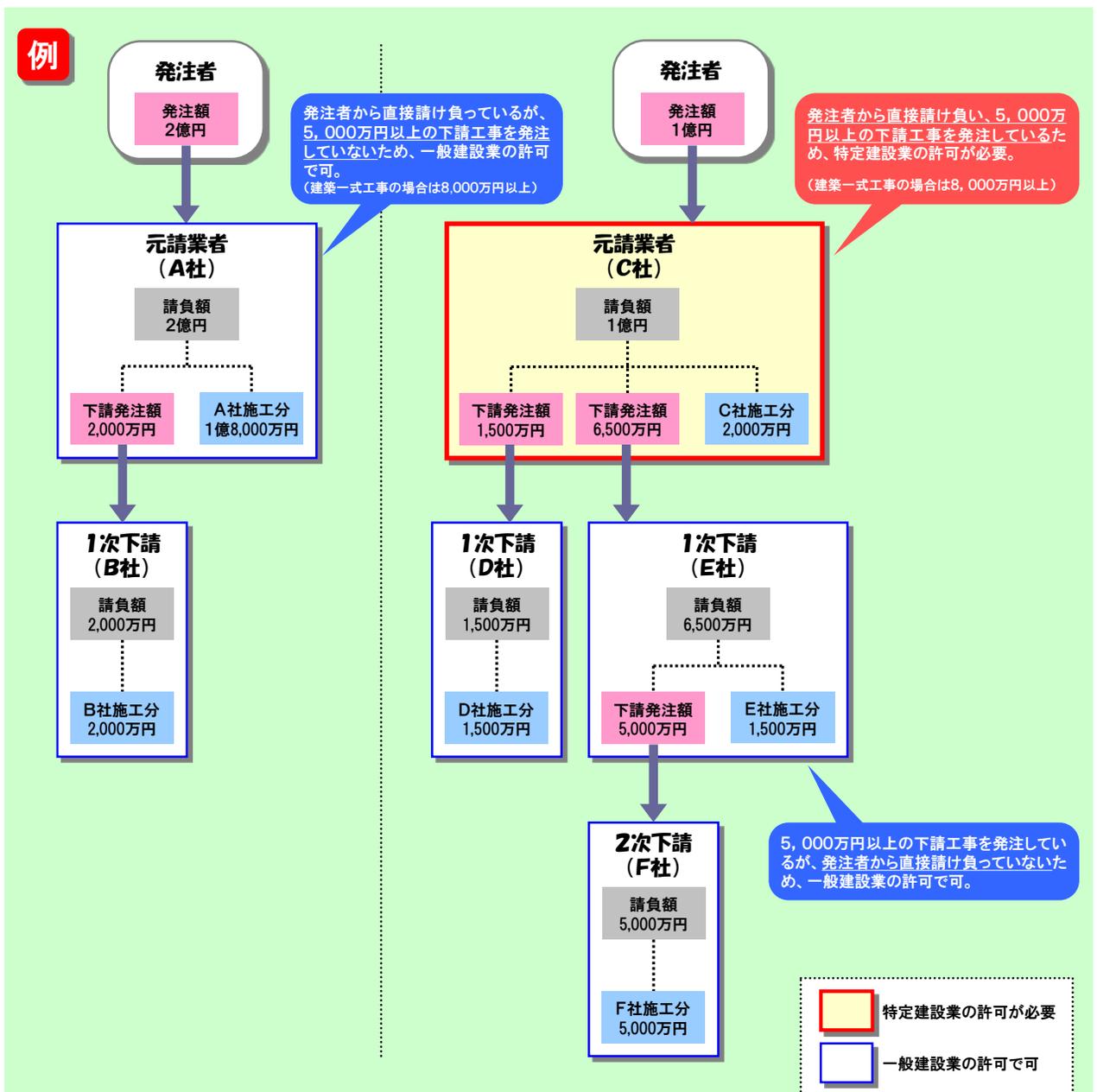
《許可事務ガイドライン》

1-5. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分

《法第3条》

◇ 「一般建設業」と「特定建設業」の区分は以下のとおりです。

特定建設業許可	発注者から直接請け負う(元請)1件の工事について、その工事の全部又は一部を、 下請代金の額が5,000万円以上(※) となる下請契約を締結して施工しようとする場合 ※建築一式工事の場合は 8,000万円以上 ※下請契約が2以上あるときは、その総額 ※消費税及び地方消費税相当額を含み、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。
一般建設業許可	上記以外の場合



2-1. 「許可要件」と「欠格要件」

《法第7条、法第15条》《法第8条》

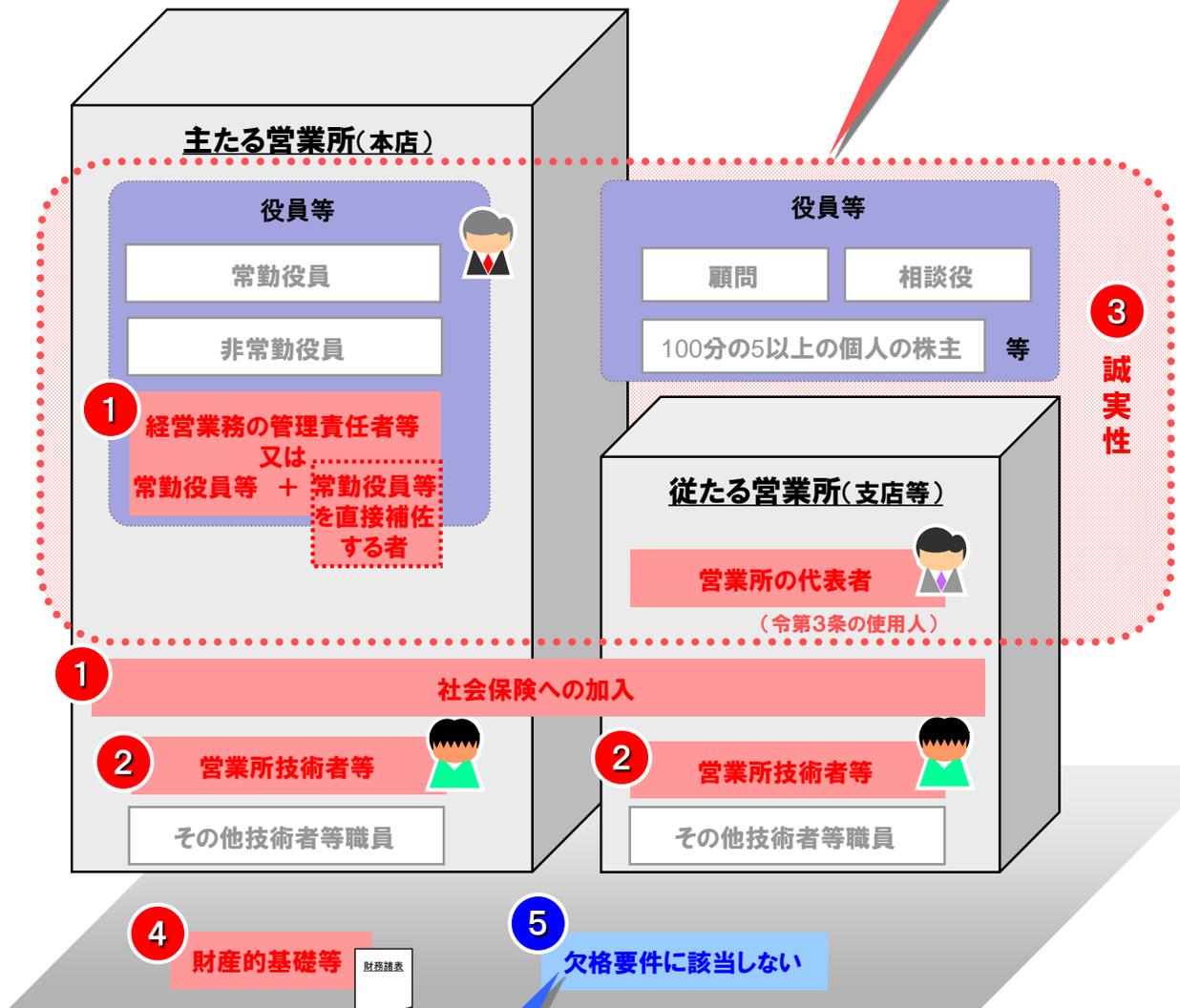
◇建設業の許可を受けるためには、4つの「許可要件」を満たすこと及び「欠格要件」に該当しないことが必要です。

《許可要件》

詳細はP5～P9で説明

- ①建設業に係る「経營業務の管理」を適正に行うに足る能力を有する
- ②「営業所技術者等(営業所技術者又は特定営業所技術者)」を営業所ごとに配置する
- ③ 役員等、事業主・支配人、営業所の代表者の「誠実性」
- ④「財産的基礎等」の要件を満たしている

許可要件①～②の要件を満たさなくなった場合は、当該建設業許可は取り消されます。



《欠格要件》

詳細はP10で説明

- ⑤-1 法第8条各号のいずれかに該当する場合
- ⑤-2 許可申請書、添付書類中に重要な事項について虚偽の記載若しくは重要な事実の記載が欠けている場合

《令第3条の用人》

「建設業法施行令第3条に規定する用人」の略。
 建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、**一定の権限を有すると判断される者**、すなわち支配人及び支店又は営業所(主たる営業所を除く。)の代表者である者が該当する。

2-2. 経營業務の管理(1/2)

《法第7条、法第15条》

建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。(法第7条第1号)

◇施行規則第7条により、国土交通省令で定める基準は以下のとおり定められています。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- (2) 建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者
- (3) 建設業に関し六年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

注) 「(2)」「(3)」での申請(届出)については、事前にご相談ください。

ロ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における五年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

- (1) 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
- (2) 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者

注) 「ロ」での申請(届出)については、事前にご相談ください。

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。

二 次のいずれにも該当する者であること。

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第三項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第十九条第一項の規定による届書を提出した者であること。

ロ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十三条第一項の規定による届書を提出した者であること。

ハ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百四十一条第一項の規定による届書を提出した者であること。

◇許可を取得した後に、上記要件を満たさなくなった場合は、許可は取消されます。

(法第29条第1項第1号)

2-2. 経營業務の管理(2/2)

《法第7条、法第15条》

「常勤役員等」とは

法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいう。

「役員」とは

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

「役員のうち常勤であるもの」とは

原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事（テレワークを行う場合を含む。）している者をいう。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。

「建設業に関し」とは

全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別をせず、全て建設業に関するものとして取り扱う。

「財務管理の業務経験」とは

建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む）をいう。

「労務管理の業務経験」とは

社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験（役員としての経験を含む）をいう。

「業務運営の業務経験」とは

会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験（役員としての経験を含む）をいう。

（注）これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。

「直接に補佐する」とは

組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいう。

「役員等に次ぐ職制上の地位」とは

申請者の会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいう。

《許可事務ガイドライン》

2-3. 営業所技術者等(1/2)

《法第7条、法第15条》

- ◇建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事についての専門知識が必要になります。
- ◇建設業の請負契約に関する見積、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、建設業を営む全ての営業所に許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を持つ技術者を**専任※**で配置することが必要です。

※「専任」の者とは

その**営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む）**して専らその職務に従事することを要する者をいう。

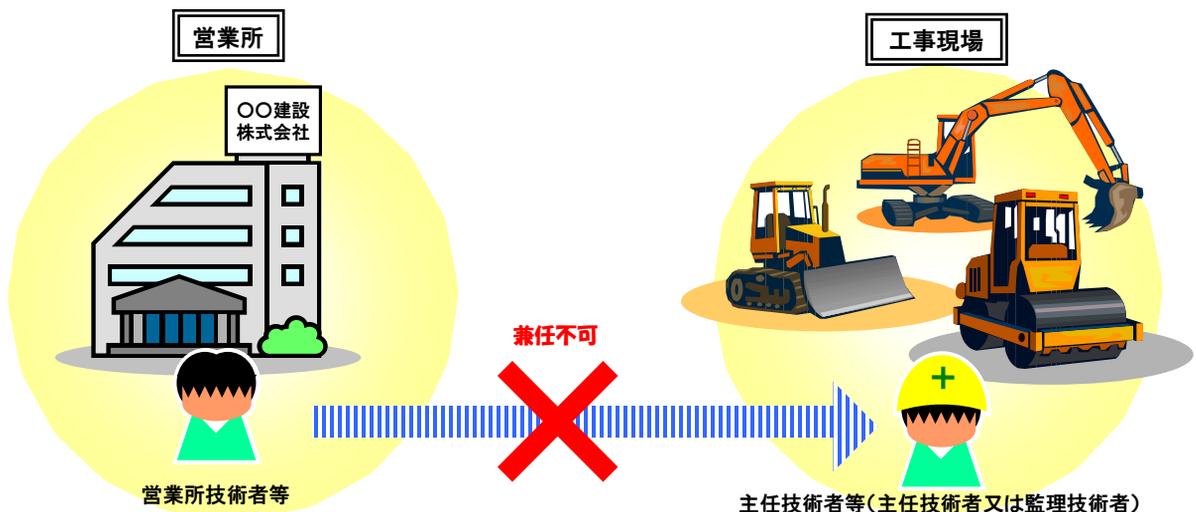
次に掲げるような者は、原則として「専任」の者とは認められません。

- 住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- 他の営業所(他の建設業者の営業所を含む。)において専任を要する者
- 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者(建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。)
- 他に個人営業を行っている者や他の法人の常勤役員である者等、他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

《許可事務ガイドライン》

注意

営業所技術者等が工事現場の主任技術者等を兼ねることは、原則として認められません。



但し、以下の要件を満たす場合には、営業所技術者等は主任技術者等を兼ねることができます。
(※専任特例の場合は除く、また(1)～(3)の併用不可)

(1) 専任配置が必要な建設工事(請負金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上)

- ①当該技術者が所属する営業所で契約締結した建設工事であること。
- ②兼ねる工事現場の数が1以下であること。
- ③「監理技術者制度運用マニュアル」三(2)①1)～7)を全て満たしていること。
- ④当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(2) 専任配置が必要ない建設工事(営業所と工事現場が近接している場合)

- ①当該技術者が所属する営業所で契約締結した建設工事であること。
- ②工事現場の職務に従事しながら、所属する営業所の職務が適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること。
- ③所属する営業所と常時連絡をとり得る体制にあること。
- ④当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な関係にあること。

(3) 専任配置が必要ない建設工事(営業所と工事現場が近接していない場合)

- ①(1)の要件を全て満たしていること。

「監理技術者制度運用マニュアル」(H16.3.1国総建第315号 最終改正：R7.1.28 国不建技第147号)

2-3. 営業所技術者等(2/2)

《法第7条、法第15条》

◇営業所技術者等となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

一般建設業	特定建設業
<p>◎一定の国家資格等〔注1〕を有する者</p> <p>◎許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、一定期間以上の実務経験〔注2〕を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学又は高等専門学校の指定学科〔注3〕を卒業した後、3年以上の実務経験を有する者 ・専修学校の指定学科〔注3〕を卒業した後、3年以上の実務経験を有する者で、専門士又は高度専門士を称するもの ・高等学校、専修学校又は中等教育学校の指定学科〔注3〕を卒業した後、5年以上の実務経験を有する者 ・技術検定一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後3年以上の実務経験を有する者。ただし、指定建設業〔注8〕及び電気通信工事業は除く。 ・技術検定二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後5年以上の実務経験を有する者。ただし、指定建設業〔注8〕及び電気通信工事業は除く。 ・10年以上の実務経験を有する者 ・複数業種について、一定期間以上の実務経験を有する者〔注4〕 ・旧実業学校卒業程度検定規定による検定で指定学科合格後5年以上、又は旧専門学校卒業程度検定規定による検定で指定学科合格後3年以上の実務経験を有する者 <p>◎その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容及び国土交通大臣の個別審査〔注5〕を受け一般建設業の営業所技術者となり得るとしてその認定を受けた者 	<p>◎一定の国家資格等〔注1〕を有する者</p> <p>◎一般建設業の営業所技術者となり得る要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上〔注6〕であるものについて2年以上の指導監督的な実務の経験〔注7〕を有する者 ただし、指定建設業〔注8〕を除く</p> <p>◎その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容及び国土交通大臣の個別審査〔注5〕を受け特定建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 ・指定建設業〔注8〕に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評価に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める審査に合格した者〔注9〕

〔注1〕 営業所技術者等となり得る国家資格者等有資格コード一覧(別紙②)

〔注2〕 実務経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《許可事務ガイドライン》

〔注3〕 指定学科一覧(別紙③)

〔注4〕 一般建設業の営業所技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧(別紙④)

〔注5〕 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課(03-5253-8111)にお問い合わせ下さい。

〔注6〕 以下についても4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。

・昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

〔注7〕 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

「指導監督的な実務の経験」としては、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が**4,500万円以上**〔注6〕であるものに関し、**2年以上の指導監督的な実務の経験が必要**である。したがって、発注者から直接請け負った建設工事に関する経験のみを認めるものであり、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含まない。《許可事務ガイドライン》

〔注8〕 指定建設業とは以下のとおり

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業 / 計7業種

〔注9〕 この特別認定講習及び審査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものですので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。

2-4. 誠実性

《法第7条、法第15条》

◇許可を受けようとする者が法人である場合には当該法人・役員等・施行令第3条に規定する使用人が、個人である場合には本人・施行令第3条に規定する使用人が、請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかでないことが必要です。

「不正な行為」とは	請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領、法律に違反する行為
「不誠実な行為」とは	工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為

《許可事務ガイドライン》

(例えば…)

・建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者 など

2-5. 財産的基礎等

《法第7条、法第15条》

◇許可を受けようとする者が建設工事の請負契約を履行するに足りる以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

◇既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、また、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により判断します。

一般建設業	特定建設業
<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>①自己資本の額が500万円以上であること</p> <p>②500万円以上の資金を調達する能力を有すること</p> <p>③許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること</p>	<p>次のすべてに該当すること</p> <p>①欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと</p> <p>②流動比率が75%以上であること</p> <p>③資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること</p>

《許可事務ガイドライン》

「自己資本」とは

法人にあっては、貸借対照表における純資産合計の額をいいます。

個人にあっては、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

「500万円以上の資金を調達する能力」とは

担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について融資を受けられる能力をいいます。

具体的には、取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書等により確認します。

「欠損の額」とは

法人にあっては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額をいいます。

個人にあっては、事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

「流動比率」とは

流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいいます。

「資本金」とは

法人にあっては、株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。

個人にあっては、期首資本金をいいます。

特定建設業の許可を受けようとする場合は、この財産的基礎の要件が一般建設業よりも加重されています。

- ・特定建設業者は、多くの下請人を使用して工事を施工することが一般的であることから、特に健全な経営が求められます。
- ・建設業法の規定の中には、特定建設業者に対し「特定建設業者の下請代金の支払期日等(法第24条の6)」など、一般建設業者に対するものと区別した特別な義務を課しているものがあります。

2-6. 欠格要件

《法第8条》

◇許可を受けようとする者が以下の各号（許可の更新を受けようとする申請者にあつては一又は七から十四まで）のいずれにも該当せず、かつ、許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について、虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていないことが必要です。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 法第29条第1項第7号又は第8号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- 三 法第29条第1項第7号又は第8号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないこととの決定があつた日までの間に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から5年を経過しないもの
- 四 前号に規定する期間内に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 五 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 許可を受けようとする建設業について法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- 七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 八 法、又は一定の法令の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（第14号において「暴力団員等」という。）
- 十 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
- 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号（法人でその役員等のうちに第1号から第4号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの
- 十二 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第1号から第4号まで又は第6号から第10号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者についてはその者が法第29条の規定により許可を取り消される以前から、第3号又は第4号に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第6号に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの
- 十三 個人で政令で定める使用人のうちに、第1号から第4号まで又は第6号から第10号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者についてはその者が法第29条の規定により許可を取り消される以前から、第3号又は第4号に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第6号に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの
- 十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※一定の法令の規定

- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・「刑法（明治40年法律第45号）」第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・「暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）」
- ・「建築基準法（昭和25年法律第201号）」第9条第1項又は第10項前段（これらの規定を同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項（第1号に係る部分に限る）
- ・「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第26条
- ・「都市計画法（昭和43年法律第100号）」第81条第1項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・「景観法（平成16年法律第110号）」第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第101条
- ・「労働基準法（昭和22年法律第49号）」第5条の規定に違反した者に係る同法第117条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条第1項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第44条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・「職業安定法（昭和22年法律第141号）」第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・「労働者派遣法」第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

3-1. 「申請区分」と「手数料」

申請区分	申請内容 《許可事務ガイドライン》	登録免許税又は許可手数料の額 《登録免許税…登録免許税法 別表第一》 《許可手数料…建設業法施行令第4条》	申請の時期
1. 新規	現在有効な許可を受けていない場合	①般・特一方…登録免許税 15万円 ②般・特同時…登録免許税 30万円	随時
2. 許可換え新規	都道府県知事許可から国土交通大臣許可へ換える場合	①般・特一方…登録免許税 15万円 ②般・特同時…登録免許税 30万円	
3. 般・特新規	①一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合 ②特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合 ※特定建設業の許可のみを受けている場合 ・許可を受けている業種の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、事前に当該業種を廃止させた後、新たに「般・特新規」として一般建設業の申請を行う必要があります。 ・許可を受けている業種の全部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、事前に全部の業種を廃止させた後、新たに「新規」として一般建設業の申請を行う必要があります。	登録免許税 15万円	
4. 業種追加	①一般建設業の許可を受けている者が、他の一般建設業の許可を申請する場合 ②特定建設業の許可を受けている者が、他の特定建設業の許可を申請する場合	般・特一方…許可手数料 5万円 般・特同時…許可手数料 10万円	許可の有効期間が満了する 30日前まで ※更新の受付は許可の有効期限の 3ヶ月前 を目安とする。
5. 更新	すでに受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合	般・特一方…許可手数料 5万円 般・特同時…許可手数料 10万円	
6. 般・特新規 +業種追加	「般・特新規」と「業種追加」を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 5万円	随時
7. 般・特新規+更新	「般・特新規」と「更新」を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 5万円	原則として、 従前の許可の有効期間が満了する 6ヶ月前まで ※7、8、9の申請受付は許可の有効期限の 8ヶ月前 を目安とする。
8. 業種追加+更新	「業種追加」と「更新」を同時に申請する場合	①業追(一方)+更新(一方)…許可手数料 10万円 ②業追(一方)+更新(同時)…許可手数料 15万円 ③業追(同時)+更新(一方)…許可手数料 15万円 ④業追(同時)+更新(同時)…許可手数料 20万円	
9. 般・特新規 +業種追加+更新	「般・特新規」、「業種追加」、「更新」を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 10万円	

登録免許税

◎納入先

広島東税務署 〒730-0012 広島市中区上八丁堀3-19 TEL:082-227-1155

※日本銀行、日本銀行歳入代理店、ゆうちょ銀行でも納入できます。

※納入場所にかかわらず、納入先は「広島東税務署」としてください。

◎「領収証書(原本)」を申請書(別紙三)の所定欄に貼付のうえ提出してください。

許可手数料

◎「収入印紙」を購入のうえ、申請書(別紙三)の所定欄に貼付のうえ提出してください。

3-2. 申請書類等(1/4)

◇許可申請書類

	書類の名称	様番	式号	申請の区分									
				新規	許可 可換 え新 規 (注1)	般・ 特 新 規	業 種 追 加	更 新	般・ 特 新 規 + 業 種 追 加	般・ 特 新 規 + 更 新	業 種 追 加 + 更 新	般・ 特 新 規 + 業 種 追 加 + 更 新	
申請書	建設業許可申請書	第1号		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	役員等の一覧表(注2)	別紙一		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	営業所一覧表(新規許可等)	別紙二(1)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	営業所一覧表(更新)	別紙二(2)		—	—	—	—	●	—	—	●	●	
	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	別紙三		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
営業所技術者等一覧表(注3)	別紙四		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
添付書類	工事経歴書(注13)	第2号		●	●	●	●	×	●	●	◇		
	直前3年の各事業年度における工事施工金額(注14)	第3号		●	●	●	●	×	●	●	●		
	使用人数	第4号		●	●	●	●	×	●	●	●		
	誓約書	第6号		●	●	●	●	●	●	●	●		
	経営業務の管理責任者について(①または②のいずれか)												
	①常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(注4)	第7号		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	常勤役員等の略歴書	別紙		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	②常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(注4)	第7号の2		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	常勤役員等の略歴書	別紙1		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	別紙2		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	組織図(注5)	—		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	健康保険等の加入状況	第7号の3		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	営業所技術者等証明書(新規・変更)	第8号		●	●	●	●	×	●	◇	◇		
	技術検定合格証明書等の資格証明書(写し)(注6)	—		●	●	●	●	×	●	◇	◇		
	実務経験証明書(注6)	第9号		●	●	●	●	×	●	◇	◇		
	卒業証明書(注6)	—		●	●	●	●	×	●	◇	◇		
	指導監督的実務経験証明書(注6)	第10号		●	●	●	●	×	●	◇	◇		
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	第11号		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(注7)	第12号		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(注8)	第13号		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(注9)	—		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書(注9)	—		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
定款(注10)	—		●	●	×	×	△	×	△	△	△		
株主(出資者)調書(注10)	第14号		●	●	×	×	△	×	△	△	△		
貸借対照表(注10)	第15号		●	●	×	×	×	×	×	×	×		
損益計算書・完成工事原価報告書(注10)	第16号		●	●	×	×	×	×	×	×	×		
株主資本等変動計算書(注10)	第17号		●	●	×	×	×	×	×	×	×		
注記表(注10)	第17号の2		●	●	×	×	×	×	×	×	×		
附属明細表(注11)	第17号の3		●	●	×	×	×	×	×	×	×		
貸借対照表(個人の場合)	第18号		●	●	×	×	×	×	×	×	×		
損益計算書(個人の場合)	第19号		●	●	×	×	×	×	×	×	×		
登記事項証明書	—		●	●	×	×	△	×	△	△	△		
営業の沿革	第20号		●	●	×	×	●	×	●	●	●		
所属建設業者団体	第20号の2		●	●	×	×	△	×	△	△	△		
納税証明書(その1)(注12)	—		●	●	×	×	×	×	×	×	×		
主要取引金融機関名	第20号の3		●	●	×	×	△	×	△	△	△		
確認資料	営業所を確認する資料(注15)	—		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性を確認する資料(注16)	—		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	営業所技術者等の常勤性を確認する資料	—		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験年数及び経験業種を確認する資料	—		●	●	△	△	×	△	△	△	△	
	営業所技術者等の実務経験年数を確認する資料	—		●	●	□	□	×	□	□	□	□	
	健康保険等の加入状況を確認する資料	—		●	●	●	●	●	●	●	●	●	

3-2. 申請書類等(2/4)

注1：申請時において既に受けている建設業の許可の通知書の写しを添付すること。

注2：「役員等」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。また、「相談役」及び「顧問」のほか、「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載し、その他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載すること。

また、個人の場合であっても、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）で作成する常勤役員等については記載すること。

注3：「営業所一覧表」に記載した営業所順に営業所技術者等を記載すること。

注4：常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）のうち、該当するもの（関係資料を含む）を添付すること。

注5：全社的なものを含み、かつ、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）で証明する常勤役員等を直接に補佐する者の位置付けを明確にしたものであること。

注6：監理技術者資格者証の写しにより証明する場合は不要。

第8号「営業所技術者等証明書」に記載された者の担当する業種に対応する技術資格を証明する資料のみ提出。

注7：常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）で作成する常勤役員等については、本調書の作成は要しない。なお、「顧問」、「相談役」、「株主等」については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。

注8：役員等を兼ねている者については、本調書の作成は要しない。

注9：申請日前3月以内に発行されたもの。施行規則第8条の2に規定する「精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当しないことは、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書でも可（事前に相談のこと）。なお、「顧問」、「相談役」、「株主等」については不要。※成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）の住所は**住民票上の住所**で証明すること。

注10：法人の場合に提出。

注11：附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出すること。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。

①資本金の額が1億円超であるもの

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

注12：法人については法人税を、個人については所得税を添付すること。

注13：業種追加の場合は、申請する業種のみ提出。

注14：業種追加の場合は、追加業種を含む全業種で作成すること。

注15：営業所の地図、営業所を使用する権原を確認するための不動産登記簿謄本及び不動産賃貸借契約書の提出は不要

注16：様式第7号及び第7号の2に該当しない役員等は提出不要

【その他】

1. 省略可能な書類や上記の書類以外にも記載内容確認のため、提示又は提出を求める場合がある。
2. 日付を要する申請書類には、必ず日付を記入すること。

3-2. 申請書類等(3/4)

◇確認資料

項 目	確 認 資 料
◇営業所を確認する資料	
営業所の確認（写真） （写真台紙は中国地方整備局ホームページに掲載）	営業所の名称、使用権原（自己所有又は賃貸借等の別）、撮影日を記載した以下の写真 ①建物の外観（建物の全景及び、営業所の看板等が確認できるもの） ②入口付近（表札等（営業所名等）を確認できるもの） ③営業所の内部全景（電話、机等什器備品を確認できるもの） ④建設業の許可票（ 提示場所と記載内容が判読できるもの ）（新規は不要） ※建設業の許可票に関しては別紙を参照
◇常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者	
常勤性	イ)～ロ) からいずれか1つ イ) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ロ) 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し *被保険者整理番号、標準報酬月額及び種別については、マスキングを行うこと 注1：社会保険に加入されていない場合は、次のいずれか1つ ①申請時直前の確定申告書（「表紙」及び「役員報酬明細」）の写し ②住民税特別徴収税額通知書の写し *受給者番号、特別徴収税額、月割額については、マスキングを行うこと 注2：出向者の場合は、出向先における出向者個人の雇用（勤務）状況が確認できる書面として、次のうちいずれか1つ ①出向協定書の写し ②出向元が発行した出向辞令の写し ③出向元が発行した出向証明書 * 出向協定書の写しについては、協定書の書面上で出向者個人の氏名が確認できるものに限る。出向元企業と出向先企業との間の企業間で締結されている協定書で、出向者個人の状況が確認できない場合は、②若しくは③の資料を送付すること。 * ③の出向証明書については、出向元企業、出向先企業、出向者及び出向期間が確認できる内容のものに限る。 * ③の出向証明書については、既存の証明書がある場合は写しで可。本確認資料のために作成される場合は、原本を送付すること。
常勤役員等の経験年数	次のうち、経験年数の期間が分かるもの イ) 法人の役員としての経験の場合 ①経験を積んだ会社の経験期間分の登記事項証明書・履歴事項全部証明書・閉鎖登記簿謄本等（写） ②経験期間分の建設業許可通知書（写） * 許可のない期間中の軽微な工事での経験の場合、許可通知書に代わり経験期間分の工事請負契約書又は注文書・請負のセットでないものは認められない。 * 非常勤役員で、担当業務のない期間は認められない。 * 無許可営業（軽微な工事を除く）や附帯工事による経験は認められない。 ロ) 令3条使用人としての経験の場合 ①就任時、退任時の変更届出書（様式二十二号の二）（受付印があるものに限る） * 経験期間分が必要 ハ) 個人事業主としての経験の場合 ①経験期間分の税務署の確定申告書（写）の第一表及び第二表 ②経験期間分の建設業許可通知書（写） * 許可のない期間については役員と同様。
常勤役員等を直接に補佐する者の経験年数	次のうち、経験年数の期間が分かるもの イ) 商業登記簿謄本 * 略歴書記載の財務管理、労務管理、業務運営の業務経験に関する経験期間全てが確認できるもの（閉鎖登記簿含む） ロ) 建設業の許可の通知書の写し及び変更届出書等の写し * 建設業法施行令第3条に規定する使用人として財務管理、労務管理、業務運営の業務経験に関する経験期間が確認出来るもの ハ) 人事発令書その他これらに準ずる資料
常勤役員等を直接に補佐する者の業務経験	業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類

3-2. 申請書類等(4/4)

項 目	確 認 資 料
◇営業所技術者等	
常勤性	常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者の常勤性と同様（14ページ参照）
実務経験証明書 ※実務経験で監理技術者資格者証を取得している場合は、実務経験証明書の提出は不要	①証明期間の全てにつき、経験業種に係る許可を有する場合 ・証明期間の建設業の許可通知書の写し ②実務経験期間の一部につき、経験業種に係る許可を有する場合 ・許可を有する期間について、証明期間の建設業の許可通知書の写し ・許可を有さない期間について、実務経験証明書に記載の工事についての請負契約書等の写し ＊1年毎に1件以上、許可を有さない期間が5年以上の場合、合計5件以上添付（申請者・届出者による任意抽出） ③実務経験期間全てにつき、経験業種に係る許可を有さない場合 ・実務経験証明書に記載の工事についての請負契約書等の写し ＊5件以上添付（申請者・届出者による任意抽出） ④実務経験証明期間（使用された期間）の常勤性を確認できる資料 ＊常勤性の資料で資格取得日を確認できる場合は、添付不要 常勤性の資料で資格取得日を確認できない場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、厚生年金被保険者照会記録回答票等を添付
指導監督的実務経験証明書 ※実務経験で監理技術者資格者証を取得している場合は、指導監督的実務経験証明書の提出は不要 ※指導監督的実務経験証明書を提出しようとする場合は、事前に中国地方整備局へ問い合わせを行い、内容の確認を受けること。	①指導監督的実務経験証明書に記載の工事についての請負契約書等の写し ＊実務経験として認められる対象工事は、8ページの注7を参照。 ＊実務経験証明書に記載した工事すべての工事請負契約書又は注文書・請書のセット(写し)を提出 ＊実務経験証明書に記載した内容（発注者・金額・内容・経験年数）が確認できない場合は経験として認められない。 ＊共同企業体（JV）で受注した工事の場合は、出資割合が確認できる協定書を提出すること ②実務経験証明期間（使用された期間）の常勤性を確認できる資料 ＊常勤性の資料で資格取得日を確認できる場合は、添付不要 常勤性の資料で資格取得日を確認できない場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、厚生年金被保険者照会記録回答票等を添付
◇健康保険等の加入状況を確認する資料	
「健康保険」及び「厚生年金保険」	申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料 注1：上記の書類を提出できない者にあつては、届書の写し（受付印があるものに限る）など届出を提出したことを確認できるもの
「雇用保険」	申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収通知書」の写し若しくはこれらに準ずる資料 注1：上記の書類を提出できない者にあつては、届書の写し（受付印があるものに限る）など届出を提出したことを確認できるもの 注2：営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合、事業所非該当承認通知書の写し

* 上記の書類以外にも、提示又は提出を求める場合がある。

3-3. 「申請の方法」と「標準処理期間」

(1) 申請の方法

◇申請書類は、中国地方整備局に原則、**郵送**でお願いします。

※**新規許可申請**及び**許可換え申請**の場合は、事前に中国地方整備局建政部建設産業課建設業係にご連絡をお願いします。

(2) 標準処理期間

◇申請から許可等の処分がなされるまでに通常要する標準的な処理期間は、**90日**です。

(注) 標準処理期間には、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間を含みません。

3-4. 申請書等の提出方法

◇申請書等は、クリップ等で綴じてください。(袋綴じ不可)

◇**正本1部**を提出してください。(副本は不要)

(1) 郵送の場合

<提出先>〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15

国土交通省 中国地方整備局 建政部 建設産業課 建設業係宛て

(注) ・書留など記録の残る配達方法により送付してください。

- ・審査中間合せをさせていただくことがありますので、提出書類の控えを保管してください。
- ・申請者控えとして受付印が必要な場合は、申請書等の一枚目の写しと返信用封筒(宛先を記載し切手を貼付したものを)を同封してください。

(2) 持参の場合

<持参先>〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15

国土交通省 中国地方整備局 建政部 建設産業課 建設業係

<受付時間>9:30~12:00 13:00~16:30

(注) 窓口で本人確認を行いますので、従業員の方は社員証等、行政書士の方は行政書士証等の提示をお願いします。

3-5. 電子申請(建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP))

◇令和5年1月10日より電子申請の受付を開始しています。(従来どおり紙での申請も可能です。)

◇詳細については以下の国土交通本省ホームページからご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

電子申請を推進しています。積極的な利用にご協力をお願いします。

4-1. 届出が必要となる場合と届出書類等 (1/3)

【凡例】

●…必須提出書類

△…既提出のものから記載事項に変更がない場合は省略可能な書類

届出事項	書類の名称等	様式番号	提出期限
経營業務の管理に関する事項			
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）を変更したとき	●変更届出書（第1面）	第22号の2	2週間以内
	●常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	第7号	
	●常勤役員等の略歴書	別紙	
	●常勤役員等の常勤性を確認する資料	—	
	●常勤役員等の経験年数及び経験業種を確認する資料	—	
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者を変更したとき	●変更届出書（第1面）	第22号の2	2週間以内
	●常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	第7号の2	
	●常勤役員等の略歴書	別紙1	
	●常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	別紙2	
	●組織図（注1）	—	
●常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性を確認する資料	—		
●常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験年数及び経験業種を確認する資料	—		
婚姻等により常勤役員等（経營業務の管理責任者等）となっている者の氏名が変更となったとき	●変更届出書（第1面）	第22号の2	2週間以内
	●常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	第7号	
	●常勤役員等の略歴書	別紙	
	●戸籍抄本又は住民票の抄本	—	
婚姻等により常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者となっている者の氏名が変更となったとき	●変更届出書（第1面）	第22号の2	2週間以内
	●常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	第7号の2	
	●常勤役員等の略歴書	別紙1	
	●常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	別紙2	
	●戸籍抄本又は住民票の抄本	—	
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者に係る基準を満たさなくなったとき	●変更届出書（第1面）	第22号の2	2週間以内
	●届出書	第22号の3	
営業所技術者等に関する事項			
営業所技術者等を追加又は変更したとき	●変更届出書（第1面）	第22号の2	2週間以内
	●営業所技術者等証明書（新規・変更）	第8号（注6）	
	●技術検定合格証明書等の資格証明書（写し）（注1）	—	
	●実務経験証明書（注1）	第9号	
	●卒業証明書（注1）	—	
	●指導監督的実務経験証明書（注1）	第10号	
	●営業所技術者等の常勤性を確認する資料	—	
●営業所技術者等の実務経験年数を確認する資料	—		
営業所技術者等の営業所が変更したとき	●変更届出書（第1面）	第22号の2	2週間以内
	●営業所技術者等証明書 担当業種に変更がない場合 区分5（営業所のみの変更） 担当業種に変更がある場合 区分2	第8号（注6）	
婚姻等により営業所技術者等となっている者の氏名が変更となったとき	●変更届出書（第1面）	第22号の2	2週間以内
	●営業所技術者等証明書 区分4（旧姓削除）、区分3（新姓追加） 各1部	第8号（注6）	
	●戸籍抄本又は住民票の抄本	—	
営業所技術者等に係る基準を満たさなくなったとき	●変更届出書（第1面）	第22号の2	2週間以内
	●届出書	第22号の3	
建設業法施行令第3条に規定する使用人に関する事項			
新たに営業所の代表者になった者があるとき又は変更があるとき	●変更届出書（第1面）	第22号の2	2週間以内
	●誓約書	第6号	
	●建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注1）	第13号	
	●成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注1）	—	
	●成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（注1）	—	

4-1. 届出が必要となる場合と届出書類等(2/3)

届出事項	書類の名称等	様式番号	提出期限
健康保険等の加入状況に関する事項			
健康保険等の加入状況に変更が生じたとき(変更が従業員数のみである場合は除く)	●変更届出書(第1面)	第22号の2	2週間以内
	●健康保険等の加入状況 ●加入状況変更の内容を証する書類	第7号の3 —	
健康保険等の基準を満たさなくなったとき	●届出書	第22号の3	2週間以内
欠格要件に関する事項			
法第8条第1号及び第7号から第14号までのいずれかに該当するに至ったとき	●届出書	第22号の3	2週間以内
企業の基本情報に関する事項			
商号又は名称を変更したとき	●変更届出書(第1面)	第22号の2	30日以内
	●登記事項証明書	—	
資本金額(又は出資総額)に変更があったとき	●変更届出書(第1面)	第22号の2	30日以内
	●登記事項証明書	—	
	△株主(出資者)調書	—	
営業所に関する事項			
営業所の新設をしたとき * 令3条に規定する使用人及び営業所の専任技術者の届出書も必要	●変更届出書(第1面・第2面)	第22号の2	30日以内
	●誓約書	第6号	
	●建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(注1)	第13号	
	●成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(注1)	—	
	●成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書(注1)	—	
	●健康保険等の加入状況	第7号の3	
	●加入状況変更の内容を証する書類	—	
	●営業所技術者等証明書(新規・変更)	第8号(注6)	
	●技術検定合格証明書等の資格証明書(写し)(注1)	—	
	●実務経験証明書(注1)	第9号	
	●卒業証明書(注1)	—	
●指導監督的実務経験証明書(注1)	第10号		
△登記事項証明書	—		
●営業所を確認する資料	—		
●営業所技術者等の常勤性を確認する資料	—		
●営業所技術者等の実務経験年数を確認する資料	—		
営業所の名称を変更したとき	●変更届出書(第1面・第2面) 区分4(旧名称廃止)、区分3(新名称追加) 第2面各1部	第22号の2	30日以内
△登記事項証明書	—		
営業所の所在地を変更したとき	●変更届出書(第1面・第2面)	第22号の2	30日以内
	△登記事項証明書	—	
	●営業所を確認する資料	—	
営業所において営業を行う建設業の種類を変更したとき	●変更届出書(第1面・第2面)	第22号の2	30日以内
	△登記事項証明書	—	
* 営業所技術者等の届出も必要	●「営業所技術者等に関する事項」の「届出事項」の該当する届出書類	—	
営業所を廃止したとき * 令3条に規定する使用人及び営業所技術者等の削除の届出も必要	●変更届出書(第1面・第2面)	第22号の2	30日以内
	△登記事項証明書	—	
	次のうち、該当するもの一つ	—	
	①届出書 営業所技術者等を削除する場合	第22号の3	
②営業所技術者等証明書(新規・変更) 所属営業所を変更し引き続き営業所技術者等となる者の場合	第8号(注6)		

4-1. 届出が必要となる場合と届出書類等 (3/3)

新たに役員等、支配人となった者があるとき (注2)	●変更届出書 (第1面)	第22号の2	30日以内
	●誓約書	第6号	
	●許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 (注1)	第12号	
	●成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (注1)	—	
	●成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書 (注1)	—	
	△株主 (出資者) 調書 (株主が変更になった場合のみ提出) △登記事項証明書	第14号 —	
法人の役員等、個人の事業主又は支配人の氏名に変更があったとき	●変更届出書 (第1面)	第22号の2	30日以内
	△登記事項証明書	—	
既に役員等に登録されている者に変更があったとき、役員等でなくなったとき (注2)	●変更届出書 (第1面)	第22号の2	30日以内
	△登記事項証明書	—	
廃業に関する事項 (注5)			
全部の業種の廃業をするとき	●廃業届 ①相続人が届出・・・・・・・・許可に係る建設業者が死亡したとき ②役員であった者が届出・・・・法人が合併により消滅したとき ③破産管財人が届出・・・・法人が破産手続開始の決定により解散したとき ④清算人が届出・・・・・・・・法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	第22号の4	30日以内
一部の業種の廃業をするとき * 営業所における業種の変更、 営業所技術者等の変更・削除等が必要です	●変更届出書 (第1面・第2面)	第22号の2	30日以内
	●廃業届	第22号の4	
	△登記事項証明書	—	
	次のうち、該当するもの一つ	—	
	①届出書 営業所技術者等を削除する場合	第22号の3	
②営業所技術者等証明書 (新規・変更) 廃業しない業種について引き続き営業所技術者等となる者及び所属営業所を変更し引き続き営業所技術者等となる者の場合	第8号 (注6)		
事業年度が終了したとき			
事業年度が終了したとき	●変更届出書	ガイドライン別紙8	事業年度 経過後4月 以内
	●工事経歴書	第2号	
	●直前3年の各事業年度における工事施工金額	第3号	
	●貸借対照表 (注1)	第15号	
	●損益計算書・完成工事原価報告書 (注1)	第16号	
	●株主資本等変動計算書 (注1)	第17号	
	●注記表 (注1)	第17号の2	
	●事業報告書 (注3)	—	
	●附属明細表 (注1)	第17号の3	
	●貸借対照表 (注1)	第18号	
	●損益計算書 (注1)	第19号	
	●納税証明書 (その1) (注1)	—	
	△使用人数	第4号	
	△健康保険等の加入状況 (注4)	第7号の3	
	△建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	第11号	
	△定款 (注1)	—	

注1：当手引き中、許可申請の手続に記載した各書類の注を参照すること。

注2：株主等については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等に変更があった場合に提出すること。

注3：特例有限会社を除く株式会社の場合に提出すること。必要記載事項については、会社法施行規則 (平成18年法務省令第12号) において規定。

注4：従業員数に変更があった場合に限る

注5：廃業届の提出の委任を受けた者 (行政書士等) は、委任状に廃業届の委任事項を明確に記載すること。

注6 R6.12.13新様式 (営業所技術者等証明書) で作成すること。

【その他】

上記の書類以外にも記載内容確認のため、提示又は提出を求める場合がある。

※提出期限内に届出がされないときは、行政処分等の対象となる場合がありますのでご注意ください。

4-2. 届出の方法

- ◇申請書類は、中国地方整備局に郵送又は持参にて提出願います。
- ◇届出に対する行政庁からの通知等はありません。ただし、廃業に関する事項の届出が提出された場合は、後日許可の取消通知書を発行いたします。

4-3. 届出書類等の提出方法

- ◇「3-4. 申請書等の提出方法」を参照。

5-1. 認可申請区分(1/2)

①譲渡及び譲受け、合併、分割について

令和2年10月1日より、事前の認可を受けることで建設業の許可を承継することが可能となります。

◎承継が可能となるもの

- ア) 譲渡及び譲受け
- イ) 合併
- ウ) 分割

(注) 許可を受けている建設業の一部の許可のみの承継は認められません。

【承継のイメージ】

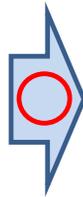
(地位承継の前)

承継元

土木工事業（特定）
鉄筋工事業（一般）
舗装工事業（一般）
造園工事業（一般）

承継先

建築工事業（特定）
鉄筋工事業（一般）
大工工事業（一般）
左官工事業（一般）



(地位承継の後)

承継先

土木工事業（特定） 建築工事業（特定）
鉄筋工事業（一般）
舗装工事業（一般） 大工工事業（一般）
造園工事業（一般） 左官工事業（一般）

* 異業種間の承継は可

* 同一業種でも、一般・特定区分が同じなら承継は可

承継元

土木工事業（特定）
鉄筋工事業（**特定**）
舗装工事業（一般）
造園工事業（一般）

承継先

建築工事業（特定）
鉄筋工事業（**一般**）
大工工事業（一般）
左官工事業（一般）



一般建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る特定建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による承継の対象外

→承継先が鉄筋工事業（一般）を事前に廃業することで承継可

承継元

土木工事業（特定）
鉄筋工事業（**一般**）
舗装工事業（一般）
造園工事業（一般）

承継先

建築工事業（特定）
鉄筋工事業（**特定**）
大工工事業（一般）
左官工事業（一般）



特定建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による承継の対象外

→承継元が鉄筋工事業（一般）を事前に廃業することで承継可

◇中国地方整備局長への申請について

建設業の許可を承継した場合に主たる営業所が、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県に存し、それぞれの申請に応じ、下記に該当する場合、中国地方整備局長への認可申請が必要です。

ア) 譲渡及び譲受け認可申請の場合

- 1) 譲渡人が国土交通大臣の許可を受けているとき
- 2) 譲渡人が都道府県知事の許可を受けており、次のいずれかに該当するとき
 - a) 譲受人が国土交通大臣の許可を受けているとき
 - b) 譲受人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき

5-1. 認可申請区分(2/2)

イ) 合併認可申請の場合

- 1) 合併消滅法人（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けているとき
- 2) 合併消滅法人が二以上ある場合において、当該合併消滅法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき
- 3) 合併消滅法人が二以上ある場合において当該合併消滅法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は合併消滅法人が一である場合において当該合併消滅法人が都道府県知事の許可を受けており、次のいずれかに該当するとき
 - a) 合併存続法人が国土交通大臣の許可を受けているとき
 - b) 合併存続法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき

ウ) 分割認可申請の場合

- 1) 分割被承継法人（分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けているとき
- 2) 分割被承継法人が二以上ある場合において、当該分割被承継法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき
- 3) 分割被承継法人が二以上ある場合において当該分割被承継法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は分割被承継法人が一である場合において当該分割被承継法人が都道府県知事の許可を受けており、次のいずれかに該当するとき
 - a) 分割承継法人が国土交通大臣の許可を受けているとき
 - b) 分割承継法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき

◇許可の有効期間について

当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算されます。

②相続について

令和2年10月1日より、被相続人の死亡後30日以内に申請し、認可を受けることで建設業の許可を承継することが可能となります。

◎承継が可能となるもの

ア) 相続

注) 許可を受けている建設業の一部の許可のみの相続は認められません。

◇中国地方整備局長への申請について

建設業の許可を承継した場合に主たる営業所が、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県に存し、下記に該当する場合、中国地方整備局長への認可申請が必要です。

- 1) 被相続人が国土交通大臣の許可を受けていたとき
- 2) 被相続人が都道府県知事の許可を受けており、次のいずれかに該当するとき
 - a) 相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき
 - b) 相続人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき

◇許可の有効期間について

当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算されます。

5-2. 認可申請書類等(1/8)

◇譲渡及び譲受け認可申請

【凡例】●…必須提出書類

×…譲受人が建設業者である場合、既提出であれば省略可能な書類

△…譲受人が建設業者である場合、既提出のものから記載事項に変更がない場合省略可能な書類

書類の名称		様式番号	提出の
申請書	譲渡及び譲受け認可申請書	第22号の5	●
	役員等の一覧表(注1)	別紙1	●
	営業所一覧表	別紙2	●
	営業所技術者等一覧表(注1)	別紙3	●
添付書類	工事経歴書(承継法人が新設の場合は添付不要)	第2号	●
	直前3年の各事業年度における工事施工金額(承継法人が新設の場合は添付不要)	第3号	●
	使用人数	第4号	●
	誓約書	第6号	△
	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(注1)	第7号	△
	常勤役員等の略歴書	別紙	△
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(注1)	第7号の2	△
	常勤役員等の略歴書	別紙1	△
	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	別紙2	△
	組織図(注1)	—	△
	営業所技術者等証明書(新規・変更)(注5)	第8号	●
	技術検定合格証明書等の資格証明書(写し)(注5)		●
	実務経験証明書(注5)	第9号	●
	卒業証明書(注5)	—	●
	指導監督の実務経験証明書(注5)	第10号	●
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	第11号	●
	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(注1)	第12号	△
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(注1)	第13号	△
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(注1)	—	●
	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書(注1)	—	●
	定款(注1)	—	△
	株主(出資者)調書(注1)	第14号	△
	貸借対照表(注1)	第15号	×
	損益計算書・完成工事原価報告書(注1)	第16号	×
	株主資本等変動計算書(注1)	第17号	×
	注記表(注1)	第17号の2	×
	附属明細表(注1)	第17号の3	×
	貸借対照表(注1)	第18号	×
	損益計算書(注1)	第19号	×
	登記事項証明書	—	△
	営業の沿革	第20号	●
所属建設業者団体	第20号の2	△	
納税証明書(その1)(注1)	—	×	
主要取引金融機関名	第20号の3	△	
誓約書	第22号の6	●	
譲渡及び譲受けに関する契約書の写し(注2)	—	●	
譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類(注3)	—	●	
届出書(譲渡等に係る認可申請を行った旨の届出)(注4)	第22号の9	●	
確認資料	営業所を確認する資料	—	△
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者並びに営業所技術者等の常勤性を確認する資料	—	●
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験年数及び経験業種を確認する資料	—	△

5-2. 認可申請書類等(2/8)

注1：当手引き中、許可申請の手続に記載した各書類の注を参照すること。

注2：株主総会の承認を受けたものを提出すること（株主総会の承認が不要な場合を除く）。簡易組織再編行為（事業承継のうち、会社法第467条第1項第2号、第784第2項、第796条第2項又は第805条に該当するものをいう。）に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する意思の決定を証する書類を提出すること。

注3：株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書については、被承継人（被承継人が複数である場合は、全ての被承継人）及び承継人それぞれについて提出すること。

注4：譲渡及び譲受けにより許可が都道府県知事許可から国土交通大臣許可に切り替わる場合は、認可申請者のうち都道府県知事許可を受けている建設業者は、国土交通大臣へ認可申請と併せて当該都道府県知事に認可申請を行った旨の届出（様式第22号の9）を提出すること。

注5：合併・分割存続法人が合併・分割により新設される法人である場合は提出不要。

ただし、開始貸借対照表（任意様式）を提出すること。

【その他】

1. 認可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
2. 省略可能な書類や上記の書類以外にも記載内容確認のため、提示又は提出を求める場合がある。

◇認可後に提出する書類

- ①認可を受けて建設業者としての地位を承継した譲受人は、当該承継の日から2週間以内に、健康保険等の加入状況（別記様式7の3）及び確認資料（健康保険等の加入状況を確認する資料）を提出すること。

5-2. 認可申請書類等(3/8)

◇合併認可申請

【凡例】●…必須提出書類

×…合併存続法人が建設業者である場合、既提出であれば省略可能な書類

△…合併存続法人が建設業者である場合、既提出のものから記載事項に変更がない場合省略可能な書類

書類の名 称		様式番号	提出の
申請書	合併認可申請書	第22号の7	●
	役員等の一覧表 (注1)	別紙1	●
	営業所一覧表	別紙2	●
	営業所技術者等一覧表 (注1)	別紙3	●
添付書類	合併の方法及び条件が記載された書類 (注2)	—	●
	工事経歴書 (*合併存続法人の場合)	第2号	●
	直前3年の各事業年度における工事施工金額 (*合併存続法人の場合)	第3号	●
	使用人数	第4号	●
	誓約書	第6号	△
	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 (注1)	第7号	△
	常勤役員等の略歴書	別紙	△
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (注1)	第7号の2	△
	常勤役員等の略歴書	別紙1	△
	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	別紙2	△
	組織図 (注1)	—	△
	営業所技術者等証明書(新規・変更) (注6)	第8号	●
	技術検定合格証明書等の資格証明書(写し) (注6)	—	●
	実務経歴証明書 (注6)	第9号	●
	卒業証明書 (注6)	—	●
	指導監督的実務経歴証明書 (注6)	第10号	●
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	第11号	●
	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 (注1)	第12号	△
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 (注1)	第13号	△
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (注1)	—	●
	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書 (注1)	—	●
	定款	—	△
	株主(出資者)調書	第14号	△
	貸借対照表 (*合併により設立される法人は不要)	第15号	×
	損益計算書 完成工事原価報告書 (*合併により設立される法人は不要)	第16号	×
	株主資本等変動計算書 (*合併により設立される法人は不要)	第17号	×
	注記表 (*合併により設立される法人は不要)	第17号の2	×
	附属明細表 (注1) (*合併により設立される法人は不要)	第17号の3	×
	登記事項証明書 (*合併により設立される法人は不要)	—	△
	営業の沿革 (*合併により設立される法人は不要)	第20号	●
	所属建設業者団体 (*合併により設立される法人は不要)	第20号の2	△
	納税証明書(その1) (注1) (*合併により設立される法人は不要)	—	×
	主要取引金融機関名	第20号の3	△
	誓約書	第22号の6	●
合併契約書の写し及び合併比率説明書 (注3)	—	●	
合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類 (注4)	—	●	
届出書(譲渡等に係る認可申請を行った旨の届出) (注5)	第22号の9	●	
確認資料	営業所を確認する資料	—	△
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者並びに営業所技術者等の常勤性を確認する資料	—	●
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験年数及び経験業種を確認する資料	—	△

*「合併存続法人」とは、法第17条の2第2項に規定する、合併後存続する法人をいう。

次ページに続きます

5-2. 認可申請書類等(4/8)

注1：当手引き中、許可申請の手続に記載した各書類の注を参照すること。

注2：新設合併又は吸収合併の別及び合併の条件（合併契約書のとおりである場合はその旨）を記載すること。

注3：合併契約書の写しについては、株主総会の承認を受けたものを提出すること（株主総会の承認が不要な場合を除く。）。簡易組織再編行為（事業承継のうち、会社法第467条第1項第2号、第784第2項、第796条第2項又は第805条に該当するものをいう。）に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する意思の決定を証する書類を提出すること。

注4：株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書については、被承継人（被承継人が複数である場合は、全ての被承継人）及び承継人それぞれについて提出すること。

注5：合併により許可が都道府県知事許可から国土交通大臣許可に切り替わる場合は、認可申請者のうち都道府県知事許可を受けている建設業者は、国土交通大臣へ認可申請と併せて当該都道府県知事に認可申請を行った旨の届出（様式第22号の9）を提出すること。

注6：合併・分割存続法人が合併・分割により新設される法人である場合は提出不要。
ただし、開始貸借対照表（任意様式）を提出すること。

【その他】

1. 認可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
2. 省略可能な書類や上記の書類以外にも記載内容確認のため、提示又は提出を求める場合がある。

◇認可後に提出する書類

- ①認可を受けて建設業者としての地位を承継した合併存続法人は、当該承継の日から2週間以内に、健康保険等の加入状況（別記様式7の3）及び確認資料（健康保険等の加入状況を確認する資料）を提出すること。
- ②認可を受けて建設業者としての地位を承継した合併により新設された法人は、当該承継の日から2週間以内に、健康保険等の加入状況（別記様式7の3）及び確認資料（健康保険等の加入状況を確認する資料）を提出すること。また、当該承継の日から30日以内に、登記事項証明書、営業の沿革（様式第20号）、所属建設業者団体（様式第20号の2）を提出すること。

5-2. 認可申請書類等(5/8)

◇分割認可申請

【凡例】●…必須提出書類

×…分割承継法人が建設業者である場合、既提出であれば省略可能な書類

△…分割承継法人が建設業者である場合、既提出のものから記載事項に変更がない場合省略可能な書類

書 類 の 名 称		様式番号	提出の有無
申請書	分割認可申請書	第22号の8	●
	役員等の一覧表 (注1)	別紙1	●
	営業所一覧表	別紙2	●
	営業所技術者等一覧表 (注1)	別紙3	●
添付書類	分割の方法及び条件が記載された書類 (注2)	—	●
	工事経歴書 (*新設分割により設立される法人は不要)	第2号	●
	直前3年の各事業年度における工事施工金額 (*新設分割により設立される法人は不要)	第3号	●
	使用人数	第4号	●
	誓約書	第6号	△
	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 (注1)	第7号	△
	常勤役員等の略歴書	別紙	△
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (注1)	第7号の2	△
	常勤役員等の略歴書	別紙1	△
	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	別紙2	△
	組織図 (注1)	—	△
	営業所技術者等証明書(新規・変更) (注6)	第8号	●
	技術検定合格証明書等の資格証明書(写し) (注6)	—	●
	実務経験証明書 (注6)	第9号	●
	卒業証明書 (注6)	—	●
	指導監督の実務経験証明書 (注6)	第10号	●
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	第11号	●
	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 (注1)	第12号	△
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 (注1)	第13号	△
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (注1)	—	●
	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書 (注1)	—	●
	定款	—	△
	株主(出資者)調書	第14号	△
	貸借対照表 (*新設分割により設立される法人は不要)	第15号	×
	損益計算書 完成工事原価報告書 (*新設分割により設立される法人は不要)	第16号	×
	株主資本等変動計算書 (*新設分割により設立される法人は不要)	第17号	×
	注記表 (*新設分割により設立される法人は不要)	第17号の2	×
	附属明細表 (注1) (*新設分割により設立される法人は不要)	第17号の3	×
	登記事項証明書 (*新設分割により設立される法人は不要)	—	△
	営業の沿革 (*新設分割により設立される法人は不要)	第20号	●
	所属建設業者団体 (*新設分割により設立される法人は不要)	第20号の2	△
	納税証明書(その1) (注1) (*新設分割により設立される法人は不要)	—	×
	主要取引金融機関名	第20号の3	△
誓約書	第22号の6	●	
分割契約書(新設分割の場合においては、分割計画書)の写し及び分割比率説明書 (注3)	—	●	
分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類 (注4)	—	●	
届出書(譲渡等に係る認可申請を行った旨の届出) (注5)	第22号の9	●	
確認資料	営業所を確認する資料	—	△
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者並びに営業所技術者等の常勤性を確認する資料	—	●
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験年数及び経験業種を確認する資料	—	△

*「分割承継法人」とは、法第17条の2第3項に規定する、分割により建設業の全部を承継する法人をいう。

次ページに続きます

5-2. 認可申請書類等(6/8)

注1：当手引き中、許可申請の手続に記載した各書類の注を参照すること。

注2：吸収分割又は新設分割の別及び分割の条件（分割契約書又は分割計画書のとおりである場合はその旨）を記載し提出すること。

注3：分割契約書の写しについては、株主総会の承認を受けたものを提出すること（株主総会の承認が不要な場合を除く。）。分割が新設分割である場合にあっては、株主総会の承認を受けた新設分割計画書を提出させること（株主総会の承認が不要な場合を除く。）。新設分割計画書譲渡及び譲受けについて、個人事業主が法人に成り代わる（法人成り）場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書を添付すること。簡易組織再編行為（事業承継のうち、会社法第467条第1項第2号、第784第2項、第796条第2項又は第805条に該当するものをいう。）に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する意思の決定を証する書類を提出すること。

注4：株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書については、被承継人（被承継人が複数である場合は、全ての被承継人）及び承継人それぞれについて提出すること。

注5：分割により許可が都道府県知事許可から国土交通大臣許可に切り替わる場合は、認可申請者のうち都道府県知事許可を受けている建設業者は、国土交通大臣へ認可申請と併せて当該都道府県知事に認可申請を行った旨の届出（様式第22号の9）を提出すること。

注6：合併・分割存続法人が合併・分割により新設される法人である場合は提出不要。

ただし、開始貸借対照表（任意様式）を提出すること。

【その他】

1. 認可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
2. 省略可能な書類や上記の書類以外にも記載内容確認のため、提示又は提出を求める場合がある。

◇認可後に提出する書類

- ①認可を受けて建設業者としての地位を承継した分割承継法人（新設分割により設立された法人を除く）は、当該承継の日から2週間以内に、健康保険等の加入状況（別記様式7の3）及び確認資料（健康保険等の加入状況を確認する資料）を提出すること。
- ②認可を受けて建設業者としての地位を承継した分割承継法人（新設分割により設立された法人）は、当該承継の日から2週間以内に、健康保険等の加入状況（別記様式7の3）及び確認資料（健康保険等の加入状況を確認する資料）を提出すること。また、当該承継の日から30日以内に、登記事項証明書、営業の沿革（様式第20号）、所属建設業者団体（様式第20号の2）を提出すること。

5-2. 認可申請書類等(7/8)

◇相続認可

【凡例】●…必須提出書類

×…建設業者である申請者の場合、既提出であれば省略可能な書類

△…建設業者である申請者の場合、既提出のものから記載事項に変更がない場合省略可能な書類

書類の名称		様式番号	提出の有無
申請書	相続認可申請書	第22号の10	●
	営業所一覧表	別紙1	●
	営業所技術者等一覧表(注1)	別紙2	●
添付書類	申請者と被相続人との続柄を証する書類(注2)	—	●
	工事経歴書(承継法人が新設の場合は添付不要)	第2号	●
	直前3年の各事業年度における工事施工金額(承継法人が新設の場合は添付不要)	第3号	●
	使用人数	第4号	●
	誓約書	第6号	△
	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(注1)	第7号	△
	常勤役員等の略歴書	別紙	△
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(注1)	第7号の2	△
	常勤役員等の略歴書	別紙1	△
	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	別紙2	△
	組織図(注1)	—	△
	健康保険等の加入状況(注3)	第7号の3	●
	営業所技術者等証明書(新規・変更)(注6)	第8号	●
	技術検定合格証明書等の資格証明書(写し)(注6)		●
	実務経験証明書(注6)	第9号	●
	卒業証明書(注6)	—	●
	指導監督的実務経験証明書	第10号	●
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	第11号	●
	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(注1)	第12号	△
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(注1)	第13号	△
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(注1)	—	●
	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書(注1)	—	●
	貸借対照表	第18号	×
	損益計算書	第19号	×
	登記事項証明書	—	△
	営業の沿革	第20号	●
	所属建設業者団体	第20号の2	△
納税証明書(その1)(注1)	—	×	
主要取引金融機関名	第20号の3	△	
誓約書(注3)	第22号の11	●	
申請者以外に相続人がある場合においては、当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書(注4)	—	●	
届出書(相続に係る認可申請を行った旨の届出)(注5)	第22号の12	●	
確認資料	営業所を確認する資料	—	△
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者並びに営業所技術者等の常勤性を確認する資料	—	●
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験年数及び経験業種を確認する資料	—	△

次ページに続きます

5-2. 認可申請書類等(8/8)

注1： 当手引き中、許可申請の手続に記載した各書類の注を参照すること。

注2： 被相続人との続柄を証する戸籍謄本等を提出すること。

注3： 適用事業所等に係る届書の提出について、すでに行っている場合については、健康保険等の加入状況（様式第7号の3）及び届書を提出したことを証する書面を提出すること。認可申請時点において届書を提出していない場合には、誓約書（様式第22号の11）を提出すること。

注4： 申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載、押印した誓約書を提出すること。

注5： 相続により許可が都道府県知事許可から国土交通大臣許可に切り替わる場合は、都道府県知事許可を受けている申請者は、国土交通大臣へ認可申請と併せて当該都道府県知事に認可申請を行った旨の届出（様式第22号の12）を提出すること。

注6： 合併・分割存続法人が合併・分割により新設される法人である場合は提出不要。
ただし、開始貸借対照表（任意様式）を提出すること。

【その他】

1. 認可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
2. 省略可能な書類や上記の書類以外にも記載内容確認のため、提示又は提出を求める場合がある。

◇認可後に提出する書類

- ①認可を受けて建設業者としての地位を承継した申請者のうち、誓約書（様式第22号の11）を提出した者は、当該認可を受けた日から2週間以内に、健康保険等の加入状況（様式第7号の3）及び確認資料（健康保険等の加入状況を確認する資料）を提出すること。

5-3. 「認可の方法」と「標準処理期間」

- ◇「3-3. 「申請の方法」と「標準処理期間」」を参照。

5-4. 申請書等の提出方法

- ◇「3-4. 申請書等の提出方法」を参照。

6-1. 許可証明書の交付

- ◇ 国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、中国管内5県のいずれかに主たる営業所がある建設業者に関しては、中国地方整備局にて許可証明書の交付を行っています。
- ◇ 許可証明書は、許可の更新の申請後、従前の許可有効期間を経過してもなお同申請に係る処分（許可）がなされないときに、従前の許可がなおその効力を有することを証明するためのものです。

(1) 交付申請の時期

・許可証明書の交付は原則として、更新申請の受付日から当該申請に対する処分がされるまでの間に1回（発行部数は1枚）限りいたします。

※「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」による確認ができない事項がある場合や、許可証明書の使用目的が災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、特段の事情がある場合はこの限りではありません。

(2) 申請書類等

申請に必要な書類等は以下のとおりです。

- ① 許可証明願（中国地方整備局ホームページに掲載）
- ② 返信用封筒 ※宛先を記載し、切手を貼付したもの（返信する許可証明書はA4版の用紙1枚のみです。）

(3) 手数料

無料

(4) その他

- ・郵送により申請される場合は、封筒の表に「建設業許可証明願」と朱書きしてください。
- ・「許可証明書」の交付は、「許可証明願」を受理した日から概ね2週間程度（閉庁日除く）かかります。
- ※「許可証明願」を持参された場合であっても、「許可証明書」の即日交付はできません。

(5) 提出先

〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15
国土交通省 中国地方整備局 建政部 建設産業課 建設業係
TEL:082-221-9231

※英文証明については、お問い合わせください。

6-2. 申請書類等の閲覧

◇国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、中国管内5県のいずれかに主たる営業所がある建設業者に関する申請書類等については、中国地方整備局で閲覧することができます。

(1) 閲覧場所

〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15 2F
国土交通省 中国地方整備局 建政部 建設産業課内



(2) 閲覧日時

平日(祝祭日及び12月29日～1月3日を除く)
閲覧時間:9:30～12:00 13:00～16:30 ※時間厳守

(3) 閲覧手続き

建設産業課に備え付けの「閲覧申請書」に必要事項(申請者氏名、閲覧を希望する業者名、許可番号等)を記入のうえ、窓口へ提出してください。

(4) 手数料

無料

(5) その他

- ・管理運営上、閲覧場所を臨時に休所、または閲覧時間を変更する場合があります。
- ・閲覧書類の複写・撮影はご遠慮ください。

(6) インターネットを利用した閲覧

インターネットを利用し、無料で業者情報(※一部の情報に限ります)を検索できます。



6-3. 個人情報の取扱い

〈建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等〉

国土交通大臣が、建設業法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書(同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条(第17条で準用するものを含む。))に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。)により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 許可申請の審査事務(国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合があります。)
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 許可申請書等の閲覧
4. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第27条の2に規定する法人が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供(公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。)
5. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項に規定による次の利用又は提供
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - (2) 国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供するとき
 - (5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - (6) その他提供することについて特別の理由があるときの提供

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表(1/2)

建設工事の種類 (建設業法別表第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
1 土木一式工事 (土木工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は公道下等下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上下水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。
2 建築一式工事 (建築工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
3 大工工事 (大工工事業)	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4 左官工事 (左官工事業)	工作物に壁土、モルタル、漆、い、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③「左官工事」における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
5 とび・土工・コンクリート工事 (とび・土工工事業)	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打削り工事 ハ)土砂等の掘削、盛上げ締固め等を行う工事 ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ)その他基礎的ないしは準備的工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の搬送運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打削り工事 ハ)土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリングラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を築造する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものであり、「とび・土工・コンクリート工事」における「土留め工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは「左官工事」における「吹付け工事」に該当する。 ⑤「法面保護工事」とは、法線の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑥「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑦「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。 ⑧トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当し、いわゆる建築物の防水工事は「防水工事」に該当する。
6 石工事 (石工事業)	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積石により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	①「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を築造する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7 屋根工事 (屋根工事業)	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 ②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8 電気工事 (電気工事業)	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ③「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は「機械器具設置工事」に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は公道下等下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上下水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それ以外の公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
9 管工事 (管工事業)	冷暖房、空調、給排水衛生等のための設備を設置し、又は金属等の管を使用し、水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄水装置工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調設備工事」には、冷暖の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ②「原処理に関する施設の建設工事」における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽)等により原水を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので排水方式により収集された尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。 ③「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は「機械器具設置工事」に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は公道下等下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上下水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それ以外の公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
10 タイル・れんが・ブロック工事 (タイル・れんが・ブロック工事業)	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築坪工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはいる工事内容を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイプ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を築造する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
11 鋼構造物工事 (鋼構造物工事業)	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	①「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ③「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表(2/2)

建設工事の種類 (建設業法別表第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
12 鉄筋工事 (鉄筋工事業)	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は『鉄筋加工組立て工事』と『鉄筋継手工事』からなっており、『鉄筋加工組立て工事』は鉄筋の配筋と組立て、『鉄筋継手工事』は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13 舗装工事 (舗装工事業)	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けするものは『舗装工事』に該当する。
14 しゅんせつ工事 (しゅんせつ工事業)	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15 板金工事 (板金工事業)	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①『建築板金工事』とは、建築物の外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②『瓦』、『スレート』及び『金属薄板』については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて『屋根ふき工事』とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16 ガラス工事 (ガラス工事業)	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17 塗装工事 (塗装工事業)	塗料、塗材等を工作物に吹付け塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18 防水工事 (防水工事業)	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19 内装仕上工事 (内装仕上工事業)	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①『家具工事』とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②『防音工事』とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③『たたみ工事』とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20 機械器具設置工事 (機械器具設置工事業)	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②『運搬機器設置工事』には昇降機設置工事も含まれる。 ③『給排気機器設置工事』とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21 熱絶縁工事 (熱絶縁工事業)	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22 電気通信工事 (電気通信工事業)	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	①『情報制御設備工事』にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ②既に設置された電気通信設備の改修、補修又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する業務の提供等は、『電気通信工事』に該当しない。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
23 造園工事 (造園工事業)	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①『植栽工事』には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②『広場工事』とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、『園路工事』とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③『公園設備工事』には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④『屋上等緑化工事』とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤『緑地育成工事』とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を併せて行う工事である。
24 さく井工事 (さく井工事業)	さく井機械等を用いてさく井、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく井工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25 建具工事 (建具工事業)	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26 水道施設工事 (水道施設工事業)	上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家庭その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大きさを問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
27 消防施設工事 (消防施設工事業)	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難機又は排煙設備の設置工事	①『金属製避難はしご』とは、火災時等のみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28 清掃施設工事 (清掃施設工事業)	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大きさを問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29 解体工事 (解体工事業)	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

別紙② 別表（二）有資格コード一覧（特定建設業） 1 / 3

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8*」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8。」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	清	
01	法第9条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2		2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		
02	法第9条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5		5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5		
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3			3	3									3								
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6		6	6			6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6		
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士	9			9						9																			
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）				8																									
	13	1級土木施工管理技士	9		8*	9	9	8*			8*	9	8*	9	9		9	8*		8*		8*		8*	9		8*	9			
	1H	1級土木施工管理技士補			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*		8*	8*	8*	8*		
	14	2級土木施工管理技士			8。	8。	8。	8。			8。	8。	8。	8。		8。	8。		8。		8。		8。	8。		8。	8。	8。	8。		
	1J	2級土木施工管理技士補			8。	8。	8。	8。			8。	8。	8。	8。		8。	8。		8。		8。		8。	8。		8。	8。	8。	8。		
	15	2級土木施工管理技士			8。	8。	8。	8。			8。	8。	8。	8。		8。	8。		8。		8。		8。	8。		8。	8。	8。	8。		
	1K	2級土木施工管理技士補			8。	8。	8。	8。			8。	8。	8。	8。		8。	8。		8。		8。		8。	8。		8。	8。	8。	8。		
	16	2級土木施工管理技士			8。	8。	8。	8。			8。	8。	8。	8。		8。	8。		8。		8。		8。	8。		8。	8。	8。	8。		
	1L	2級土木施工管理技士補			8。	8。	8。	8。			8。	8。	8。	8。		8。	8。		8。		8。		8。	8。		8。	8。	8。	8。		
	20	1級建築施工管理技士	9	9	9	9	9	9			9	9	9		9	9	9	9	9	8*	9				9	8*	8*	8*	9		
	2C	1級建築施工管理技士補			8*	8*	8*	8*	8*		8*	8*			8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*				8*	8*	8*	8*	8*	
	21	2級建築施工管理技士	種別	建	8。	8。	8。	8。	8。		8。	8。			8。	8。	8。	8。	8。	8。	8。	8。				8。	8。	8。	8。	8。	
	躯体			8。	8。	8。	8。	8。		8。	8。			8。	8。	8。	8。	8。	8。	8。	8。	8。	8。				8。	8。	8。	8。	8。
	仕上げ			8	8	8	8	8		8	8			8	8		8	8	8	8	8	8	8				8	8	8	8	8
	2D	2級建築施工管理技士補			8。	8。	8。	8。	8。		8。	8。			8。	8。	8。	8。	8。	8。	8。	8。				8。	8。	8。	8。	8。	
	27	1級電気工事施工管理技士							9												8*							8*			
	2E	1級電気工事施工管理技士補																			8*							8*			
	28	2級電気工事施工管理技士																			8。							8。			
	2F	2級電気工事施工管理技士補																			8。							8。			
29	1級管工事施工管理技士							9			8*	8*	8*							8*	8*				8*	8*	8*	8*	8*		
2G	1級管工事施工管理技士補										8*	8*	8*							8*	8*				8*	8*	8*	8*	8*		
30	2級管工事施工管理技士										8。	8。	8。							8。	8。				8。	8。	8。	8。	8。		
3A	2級管工事施工管理技士補										8。	8。	8。							8。	8。				8。	8。	8。	8。	8。		
31	1級電気通信工事施工管理技士																					9									
32	2級電気通信工事施工管理技士																					8									
33	1級造園施工管理技士			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*			8*	8*				8*		8*		9	8*	8*	8*	8*	8*		
3D	1級造園施工管理技士補			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*			8*	8*				8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*		
34	2級造園施工管理技士			8。	8。	8。	8。			8。	8。	8。			8。	8。				8。		8。		8。	8。	8。	8。	8。	8。		
3E	2級造園施工管理技士補			8。	8。	8。	8。			8。	8。	8。			8。	8。				8。		8。		8。	8。	8。	8。	8。	8。		
建築士法	37	1級建築士	9	9			9			9	9									9											
	38	2級建築士			8			8			8									8											
	39	木造建築士			8																										
技術士法	41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）	9			9			9			9	9										9					9			
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」	9			9			9			9	9	9										9				9			
	43	農業「農業農村工学」・総合技術監理「農業—農業農村工学」	9			9																									
	44	電気電子・総合技術監理「電気電子」							9														9								
	45	機械（「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」を除く）・総合技術監理「機械」（熱・動力エネルギー機器又は流体機器を除く）																					9								
	46	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理「機械—熱・動力エネルギー機器」又は「機械—流体機器」										9											9								
	47	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）										9																9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道—上水道及び工業用水道」										9														9		9			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理「水産—水産土木」	9			9										9															
	50	森林「林業・林産」・総合技術監理「森林—林業・林産」																							9						
51	森林「森林土木」・総合技術監理「森林—森林土木」	9			9																			9							
52	衛生工学（「建築物環境衛生管理」）・総合技術監理「衛生工学」（建築物環境衛生管理）										9																				
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学—水質管理」										9																9				
54	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理「衛生工学—廃棄物・資源循環」										9																9	9			

別紙③ 指定学科一覧

※指定学科に該当するか不明な場合は、中国地方整備局 建設産業課 建設業係へご相談ください。

許可を受けようとする建設業	指定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。)都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゆんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別紙④ 一般建設業の営業所技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工事業	1. 土工事業及びとび・土工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. とび・土工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1. 土工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 3. とび・土工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者

解体工事業の技術者要件

●監理技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 1級土木施工管理技士※1
- ・ 1級建築施工管理技士※1
- ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））※2
- ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

●主任技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 監理技術者の資格のいずれか
- ・ 2級土木施工管理技士（土木）※1
- ・ 2級建築施工管理技士（建築又は躯体）※1
- ・ とび技能士（1級）
- ・ とび技能士（2級）合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・ 登録解体工事試験
- ・ 登録解体基幹技能者
- ・ 大卒（指定学科）3年以上、高卒（指定学科）5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・ 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

建設業の許可票について

※建設業許可申請書・変更届出書に添付する写真は(1)店舗に掲げる標識のみ

○建設業者は、その店舗及び建設工事(発注者から直接請け負ったものに限る。)の現場ごとに、公衆の見やすい場所に「標識」を掲示しなければなりません(建設業法第40条)。なお、建設業を営む者は、当該建設業について、建設業の許可を受けていないのに、その許可を受けた建設業者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはなりません(建設業法第40条の2)。

(1) 店舗に掲げる標識(施行規則第25条関係 様式第28号)

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可 () 第 号	
~~~~~			
		国土交通大臣 知事 許可 ( ) 第 号	
この店舗で営業している建設業			

← 40cm 以 →

↑ 35cm 以上 ↓

業者が持っている全ての許可業種を記載すること

当該店舗で持っている許可業種を記載すること

### 〈記載要領〉

「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消すこと。

ここに入る数字及び許可年月日は更新するたびに変わります。

## (2) 建設工事の現場に掲げる標識(施行規則第25条関係 様式第29号)

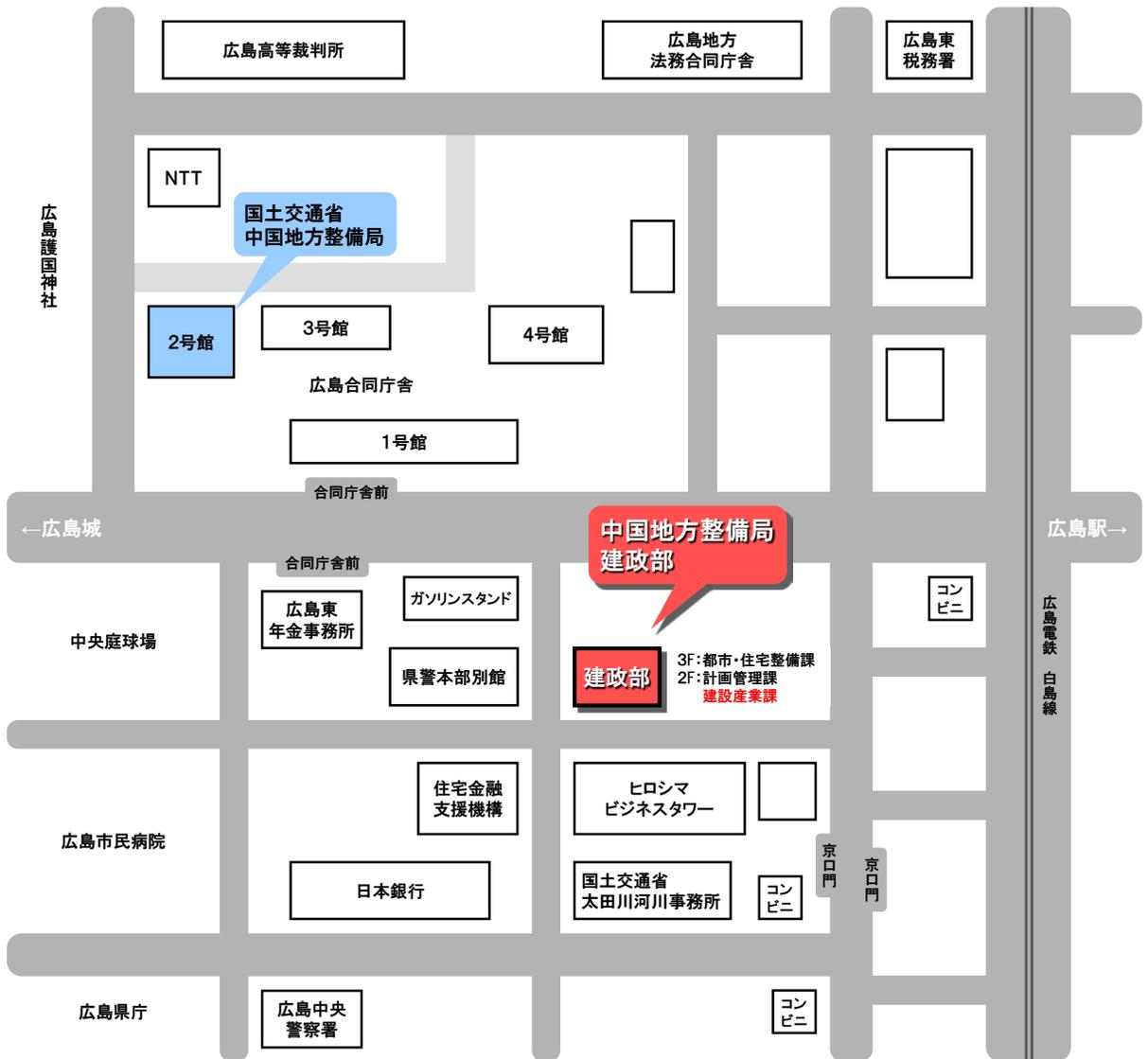
建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 知事 許可 ( ) 第 号
許可年月日	

← 35cm 以上 →

↑ 25cm 以上 ↓

### 〈記載要領〉

- 「主任技術者の氏名」欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任(情報通信技術利用)」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消すこと。



◎問い合わせ先

**国土交通省 中国地方整備局 建政部 建設産業課 建設業係**

〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15 TEL:082-221-9231(代)